

R2第6号

工場立地法による緑地面積率等の緩和に関する請願書

令和2年11月30日

明石市議会議長
千住 啓介 様

請願者

住所 明石市大明石町

氏名 明石商工会議所

会頭 平岡 勝功



紹介議員

三好 宏

梅田 宏希



<請願趣旨>

工場の緑地面積率と環境施設面積率につきましては、昭和48年(1973年)に制定された工場立地法により、製造業等の敷地面積の20%以上を緑地化し、その緑地を含む25%以上を環境施設として整備するよう定められました。その後、公害防止技術の進歩や地域の実情に合った緑地整備の要請などから、平成9年(1997年)に法改正がなされ、市町村が条例を制定することにより、面積率を緩和することが可能となりました。

当会議所では、緑地面積率の対象となる企業に対し、緑地面積率の規制による事業上の影響等について、アンケート調査やヒアリングを実施したところ、「製造設備や物流倉庫を建てたかったが場所がないため、県外に建てざるを得なかった」、「老朽化した建物を壊すには、生産が止まらないよう先行して新たな建物を建てなければならないが、敷地がないため建てることができない」、「公害防止のため様々な設備整備をしている。明石市とも個別協定も結んでいる。世界とのコスト競争力を上げる必要があるが、緑地面積率の規制が事業変化に対応していく上で大きな足かせになっている」、「工場立地法施行前の工場で老朽化がかなり進んでいる。安全対策や職場環境対策を行いたいができない」、「工場内のグラウンドを地域開放していたが、敷地がないためグラウンドに工場を建てた。従業員用の自前の保育所も考えたが敷地が不足している。敷地を有効活用できれば、地域貢献や職場環境の改善もできると考えている」など、多くの企業において新たな事業展開をする上で、緑地面積率の規制が大きな障壁になっていることが浮き彫りとなりました。

緑地面積率の緩和は、大手企業の地域外転出を防ぎ、雇用の確保・拡大や生産性の向上をはじめ、老朽施設の建て替えに伴う景観・防災面や新設備導入による省エネ効果、さらには、税収増なども期待されることです。さらに、緑地面積率の緩和は、対象となる大手企業だけでなく、市内に数多くある協力企業の経営向上にもつながることが見込まれます。以上のことから、緑地面積率の緩和について、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

<請願項目>

- 1 緑地面積率及び環境施設面積率につきましては、下記表の基準に緩和されますようお願い申し上げます。

適用区域	工業地域 工業専用地域	準工業地域
緑地面積率	20%→5%	20%→10%
環境施設面積率	25%→10%	25%→15%

- 2 二見人工島の緑地面積率及び環境施設面積率につきましては、地域未来投資促進法の基本計画を策定し、国の同意を得た上で、播磨町と同様に1%に緩和されますようお願い申し上げます。